

◎新潟県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年6月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道 291号
- 2 道路の位置
南魚沼市島新田字水押534番4から同市島新田字水押533番2まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 南魚沼土地改良区理事長
所在 南魚沼市六日町949番地6
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
令和7年5月8日から当該施設の存続する日まで